

## 平成23年度第3回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 1 開催日 平成23年9月15日(木) 9時30分～11時15分
  - 2 開催場所 宝塚市役所3階 特別会議室
  - 3 出席者 委員7名、市長、事務局3名
  - 4 議事
    - (1) 会長及び会長職務代理者の選出について
    - (2) 審議会の傍聴及び審議概要の公表について
    - (3) 平成22年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について
    - (4) パブリック・コメント制度について
- 事務局 ただいまから、宝塚市パブリック・コメント審議会を開催させていただきます。審議会の議事を進行する会長が決まるまで、事務局で進行させていただきます。
- 開会にあたり、各委員の皆さんに中川市長より委嘱状をお渡しする。
- 中川市長 (市長より各委員に委嘱状を交付)  
(市長よりあいさつ)
- 事務局 ここで委員の皆さんをご紹介します。(委員の紹介)  
続いて事務局職員を紹介させていただきます。(事務局職員の紹介)
- 事務局 これより議事に移らせていただく。「会長及び会長職務代理者の選出」だが、パブリック・コメント審議会規則第4条に、会長は委員の互選により定めるとなっている。会長の選出方法については、皆さんにお諮りをさせていただきたいが、例年、事務局のほうに案はないかというお声をいただいている。専門的な知識を持っていることも必要なので、中川先生に会長をしていただくということで提案させていただきたい。皆さんのご意見を伺いたい。
- 委員 異議はありません。
- 事務局 異議なしということでよいか。ここで会長に議事の進行をお願いするところだが、会長がいらっしゃらないので、本来ならば会長が職務代理者を指名することになるが、会長からは、寺田先生にお願いしたいと伺っていた。皆さんがご了承いただければそのようにさせていただきます。
- 委員 異議はありません。
- 事務局 では職務代理者として、議事の進行をお願いしたい。
- 会長職務代理者 よろしくお願ひしたい。それでは議事に入る。議事2の「審議

会の傍聴及び審議概要の公表」について、事務局から説明をお願いする。

○事務局 (「宝塚市パブリック・コメント審議会の会議の公開等に関する要領」をもとに説明)

以上の内容だが、これで了承いただけるようであれば、このまま運用させていただきたい。

○会長職務代理者 これについて何か質問は。今まで傍聴はあったか。

○事務局 1度だけあった。

○委員 他の審議会で傍聴したことがあるが、当日の資料などは配布されるのか。

○事務局 お渡ししている。

○委員 その時は渡されなかったもので、当日聞いていても内容が分らなかった。渡してもらえるのならよい。

○会長職務代理者 このまま運用ということでよいか。ではそれでよろしく願います。

それでは、次に「平成22年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について諮問」だが、事務局の説明をお願いする。

○事務局 (平成22年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について(諮問)の説明。)

それでは中川市長から諮問書をお渡しする。

○中川市長 (諮問書の朗読。諮問書を会長職務代理者へ手渡し。)

(市長退席。)

○会長職務代理者 ただ今諮問のあった「平成22年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価」について、これから審議していくが、今回より新しく5名の委員が加わっておられるので、本日は「パブリック・コメント条例の内容」や「本審議会の担当事務」、「平成23年度審議会のスケジュール」、「平成22年度パブリック・コメント手続の評価」、「23年度実施予定案件」について、ご理解いただき、次回から評価に向けた具体的な審議に入っていく。

それでは、事務局から順次、説明をお願いする。

○事務局 (「パブリック・コメント条例の解釈と運用」をもとに、条例の内容と審議会の担当事務について説明)

○会長職務代理者 これについて何か質問は。

○委員 いままで苦情というものがあったのか。具体的にどのような内

容だったのか。

○事務局

1度だけあった。パブリック・コメント条例が17年4月から施行されており、22年4月から一部改正した条例を施行している。その改正をした時に、「パブコメで意見を募集する場合は、分厚い資料を見せるのは見ただけで読む気がうせるので、概要版をつける。」ということになった、条例の中では第6条の第2項第3号で「概要版その他の市民等が当該対象事項の案を理解するために必要な資料」これをつけなさい、と規定された。これをつけていないパブコメが意見募集されたので、「概要版が付いていない。条例にそっていないのではないか。」と市民から意見が出されたことがあった。その1件だけである。

○会長職務代理者

その件については、審議会で審議して結果的には修正させた。

○事務局

今から修正できる、というものは修正させて、すでに終わっていたパブコメについては、今後気をつけるよう審議会から伝えた。

○会長職務代理者

パブリック・コメントは、各地方公共団体で行っているが、条例が作られているところは結構少ない。要綱のような内部の取り決めで行っている。条例だと義務付けることができる。また、違反等があっても審議会を持っていない自治体は、苦情の持って行き場がない。議会を通してコントロールする方法しかないが、ここは審議会があるので、審議会の権限でチェックしていくことができる。審議会は第12条第2号に基づいて、今後22年度実施分について検討していくことになる。第12条第2号の事務は大きな意味を持っている。市民が苦情を申し立てる以前に、まずパブリック・コメントがある、またパブリック・コメント条例がある、ということが市民にまだ浸透していない、ということが毎年議論されている。

○委員

22年に条例が改正されたということだが、どういう部分が改正されたのか。

○事務局

一番大きな部分は、第1条の目的。今までパブリック・コメントの目的が「市民への説明責任」というものになっていた。「市役所はこんなことを考えています」ということを表現する場、という認識であった。改正では、市民にもっと市政のほうに向いてもらって意見を言ってもらおう、一緒にまちづくりをしていこう、というのが一番の目的だ、ということで「市民の市政への参画を促進する」「協働のまちづくりを推進する」ということを強調する形になった。

次の大きな改正部分は第4条の対象。今まで対象というものが「基本的な計画や条例を決めるときにします」ぐらいの表現であったが、もう少し具体的に「こういうものはパブコメする」と詳しく5つに分けて表現した。

あと、第5条の適用除外だが、どういう場合にパブコメをしなくていいか、これも詳しく定義されていなかったもので、こういう場合は実施しなくていい、また実施しなかった場合はこうしなさい、ということ具体的に規定した。

その他、細かい部分で改正しているが、大きくはそのような部分である。

○会長職務代理者 法令上、附則に「いついつから施行する」と書かれているだけで、どこをどう改正したのか見ただけではわからない。法律は全部そうになっている。旧の法令と見比べるしかない。

○委員 パブリック・コメント審議会に苦情が提出されるのは、どのような方法なのか。決まった様式などあるのか。

○事務局 決まった様式は特にはない。1度提出されたのは手紙の形だった。

○会長職務代理者 審議会規則については、「パブリック・コメント条例の解釈と運用」の33ページに掲載している。これは市長部局で作られた規則が掲載されている。この説明は今回の議事に入っていないようだが、大切なことも書かれているのでまた読んでおいてほしい。

それでは次に「平成23年度のスケジュール」について説明をお願いします。

○事務局 (23年度スケジュールの予定を説明)

○会長職務代理者 ちょっと気になったが、前の委員が作った「パブコメ活性化に向けた意見書」は配布されていないようなので、新しい委員さんにできれば送ってほしい。

○事務局 各委員さんに送付させてもらう。

○会長職務代理者 引き継いでいくということは必要なもので、お願いします。それからこのスケジュールでいけるかどうかは、具体的に委員が何をするかを分らないと考慮できないので、少しそちらを説明していただいてからこれについて検討を加えていきたい。

○事務局 (平成22年度実施分パブリック・コメント手続の評価の仕方について説明)

○会長職務代理者 初めての評価だが、今の説明で理解していただけたか。こういう評価の仕方になったのが2~3年前で、きちんと形式化したため、評価はしやすくなった。意見は全部、評価表へ書いていただ

けたらよい。10月21日までに出したものをまとめてもらって、11月の審議会で議論することになる。

○委員 　　少し戻るが、スケジュール表を見ると、7月までは前委員で、我々新委員が8月から就任しているが、9月のこの回が第1回にはならないのか。

○会長職務代理者 　　年度毎に「回」をつけているのだと思う。

○事務局 　　当初審議会が出来たのが8月で、委員の任期は8月から始まるが、「第何回」というのは年度毎になっている。1年目はちょっと戸惑われるかもしれない。

○委員 　　私も民生委員の役割が12月に一斉改正になるので、旧委員から去年の12月に引き継いだ。まだ数回しか出ていないが、様々な言いたいことを、的外れでもいいので発言していけば、会長がまとめてくれるので、できるだけ発言してもらえば、そのうちにまとまってくると思う。

○委員 　　心配なのは、今日初めて会議に出た我々が、来月の21日までに評価する、というのが難しい。5月頃から会議に参加していればできるのかもしれないが、家で意見募集の資料を見ている、なかなか頭に入らない。今回のこの「意見」というのは、あまり期待されないようお願いしたい。

○会長職務代理者 　　「こういうものを市が出している、これを見て意見が述べられるのか」という観点から評価してもらえたらいい。みなさんのように、市の動きについて関心を持てる方、そういう方でも、この資料のパブリック・コメントが行われていたことは、ご存知なかったかと思う。それはどういうところに原因があるのか、市民の目線で評価してもらえたらいい。それほど難しく考えなくてよい。

　　評価シートのほうは、各実施担当課のほうで自ら評価している。「もう少し頑張ってもらいたい」という部分があれば、評価表のところで書いてもらって、総合評価のところで悪い評価にしてもらえればよい。

○事務局 　　「行政用語が多い」とか、我々職員が読んでも難しいところがある。そのあたりをどう打ち破るのが、事務局としても悩みの種である。

○委員 　　読み比べているうちに、ずっと入ってくる文章と、何度読んでもある部分でつまづいて、また同じところに戻る文章とがある、ということにだんだん気が付いた。言葉使いの一つ一つ、言葉の流れなど、作った担当部署の性格が表れているということが分っ

た。

○事務局

努力している部署を見習って、他の私たちもそういうふうを持って行かないといけないと思っているので、厳しい意見をつけていただく部分はつけていただきたい。忌憚のない意見をいただけたらと思う。

○委員

パブコメに限らず、市役所の文章が今風の横文字に変わることが多い。言葉が今風になって、なんの何を表現しているのかわからないことがある。

○事務局

そういう言葉は、避けるようにしないとけない。

○会長職務代理者

言葉のことは、前委員の意見書にも書かれていた。

○事務局

5月から7月は、その意見書を作り上げることに集中していたので、今回していただく22年度分の評価が、今の時期になってしまった。

○委員

前年度実施分の資料はもらっているが、確かに理論的できちんと書かれている。しかし計画などは、原案を作る段階で、市民のものすごく協議している。第5次総合計画など、市民検討会議などを3年前からしている。そのとき市民にアンケートをとったりしている。パブコメで、できあがったものに意見を求めるより、その前段階の、常日頃の活動が大事だと思う。

ネットで見ても他の自治体でも、パブリック・コメントで意見はほとんど出ていない。どこも一桁である。しかし意見に対しては丁寧に説明されている。読もうと思うと時間がかかなりたくさん要る。

○委員

私も民生委員から来ているが、理事会などでは、必ず「いつ審議会がある」とか「開催された内容」というものを話すようにしている。私自身が理事会の中から代表で行っている、ということをはかの理事にお示しするという意味も込めて、話をさせてもらっている。何ヶ月かに1回、こうして審議会に来ているということ、団体の中のお互いが知るということが大切ではないかと思う。

○会長職務代理者

スケジュールだが、評価について一度審議するだけで大丈夫か。もう一回くらい審議があったほうがよさそうだが。一度やって、不十分であればもう一回する、ということにする。10月21日までに各委員で評価シートを提出してもらって、11月に一度審議する。

○委員

日程が決まったら早めに教えていただきたい。

- 事務局 皆さんの予定を聞くと、月曜日になる可能性が高い。早急に調整して、連絡させていただく。
- 会長職務代理者 では23年度実施予定について説明をお願いします。
- 事務局 (平成23年度実施予定案件について説明)
- 会長職務代理者 来年度は11件のパブコメを評価することになる。
- 委員 副題だが、地域福祉計画はまだ作成できないとなっているし、ゴールドプラン21など「計画にあなたの意見を」なんてこれは副題になっていない。担当課に伝えてほしい。もうちょっと考えないといけないと思う。
- 事務局 そのことは担当課には言っているが、まだ作れていない。
- 委員 パブコメで意見募集する前に、その審議会などで審議される中で、市民の意見を聞く機会を設けていると思うが、パブコメを出す時期、というのは、ほぼ内容ができあがった段階、ということになるのか。
- 事務局 やはり骨格が固まった時点で出される。
- 委員 それは条例ではうたっていないのか。
- 事務局 「パブコメ条例の解釈と運用」の中で、5ページに『パブリック・コメントの実施時期については、審議会等に諮問しているような事案については、答申や報告に基づき実施機関が作成する対象事項の案に対して市民等の意見を求めても、提出意見の数も限られ、更にもその意見を案の修正として反映させるというケースは、多くはない。むしろ、時間的に余裕を持って、審議会等から中間答申などを得ることによって、それを基に意見募集を行うことにより、より多くの市民等からの意見を得て、答申に反映させることができるなど、答申等の前に意見募集を行う方が、市民との参画と協働を目的とするパブリック・コメント制度のより効果的な実施になるものである。』としている。審議会などの意見が完全に固まって答申として出す前に、中間くらいで中間答申のようなものを出してもらって、それを基に担当課でパブコメしてもらい、そこで出てきた意見をまた審議会に戻して、最終答申を確定してもらおう、というような時期になると想定している。
- 委員 今年度の予定を見ると、1月の実施が圧倒的に多いが、それは来年4月実施を目標にしているからなのか。
- 事務局 本当なら、今年4月くらいから計画の策定に取り組めたらいいのだろうが、どんどん時間がたって、本来9月などにパブコメするつもりだったのが遅れていることが考えられる。

- 委員 意見募集期間だが、30日間だと、パブコメをしていると気づくのがすでに半分くらい終わっている時期で、あと15日となるとなかなか意見も出せない。意見を出すためには、それなりに自分でも資料をひっばってきて調べないといけないので、結局時間がなくて出せない。
- 会長職務代理者 期間はだいたいどこでも30日となっている。国もそうだと思う。
- 委員 30日間でいいのだが、その前に審議会などがスタートしているので、「今審議されていること」などの情報がホームページなどに載っていれば、今市役所がこういうことを計画しているんだな、ということがわかって、資料も集められると思う。それから「パブコメが何日から始まります」と続けば、意見も出せるのではないか。
- 会長職務代理者 今のご意見は、22年度実施分の答申にも入れたらいいのではないか。今までそのような意見は出ていなかったと思うので。
- 委員 「パブコメの予告をするように」としたら、実施担当課も頑張らざるを得なくなる。
- 委員 「今こういうことを計画していて、パブコメもいつくらいに出す予定です」ということが載っていれば、意見も出しやすいと思う。
- 事務局 広報やホームページで、もっと早く予定を公表するよう、担当課に働きかけないといけない。
- 会長職務代理者 市民相談課に今年度の実施予定案件を出しているのであれば、予告してもいいのではないか。今のは大事なことだと思うので、ぜひ善処していただきたい。
- 委員 パブコメは意見を言う一つのパーツであって、パブコメだけの問題ではない。意見をどこに持っていくかの一つに過ぎず、他の方法もいろいろ考えないといけない。
- 会長職務代理者 計画なども、あまり案が固まってからだと、なかなか動かしようがない。
- 委員 「これは今さら意見出しても変わらないだろう」とむなしくなって、意見を出すのをやめたこともある。
- 会長職務代理者 実施担当課としては、出された意見に対して市の考えを説明しないといけないので、むげに「そんな意見聞きません」とは言えない。合理的な根拠で「この意見は残念ながら採用することができませんでした」と説明するところがパブリック・コメント制度



の一番大事な部分である。

先程の評価の仕方でも、提出意見に対する回答の部分がどうであったのかというのを見ていただければいいのではないか。

それでは今日はこのあたりで閉会とさせていただきます。